

# 参議院議員通常選挙

## 投票日時

**7月10日(日)午前7時から午後8時まで**

7月10日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です。  
選挙は政治に参加する大切な手段です。豊かで住みよいまちを築くため、  
わたしたち一人ひとりの選挙権を大切にしましょう。

## 投票できる人

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

今回の選挙で、亀岡市で登録されるのは、次の人です。

- 年齢要件 平成10年7月11日以前に生まれた人
- 住所要件 平成28年3月21日以前に亀岡市に転入届を出し、  
引き続き亀岡市内に住んでいる人

最近引っ越した人は、投票の場所が次のとおりになります。

届け出の例	投票できる場所
市外から転入した人 (市外→亀岡市)	平成28年3月21日以前に転入届を出した人 ⇒亀岡市内の新住所地の投票所 平成28年3月22日以後に転入届を出した人 ⇒亀岡市外の前住所地の投票所
市外へ転出した人 (亀岡市→市外)	平成28年3月21日以前に転出先に転入届を出した人 ⇒亀岡市外の新住所地の投票所 平成28年3月22日以後に転出先に転入届を出した人 ⇒亀岡市内の前住所地の投票所
市内から市内へ転居した人 (市内→市内)	平成28年6月9日以前に転居届を出した人 ⇒亀岡市内の新住所地の投票所 平成28年6月10日以後に転居届を出した人 ⇒亀岡市内の前住所地の投票所

## 選挙制度

今回の選挙では、京都府の区域を単位とする選挙区選挙と、全国の都道府県の区域を通じた比例代表選挙とが行われます。

**選挙区選挙**  を記入してください。

**比例代表選挙**  を記入してください。

非拘束名簿式比例代表制の比例代表選挙では、各政党等にその総得票数に応じて与えられた当選人の数の中で、得票数の最も多い候補者から順に当選人が決まります。

## 今回の選挙から選挙権年齢が18歳以上に!

平成27年6月19日、公職選挙法等の一部を改正する法律が公布され、選挙権年齢が20歳から18歳へ引き下げられ、今回の選挙から年齢満18歳以上20歳未満の方が、新たに選挙に参加(投票)できることとなります。

詳しくは、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/18senkyo/>)をご覧ください。